# 日本赤十字豊田同窓会 会則

# 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は「日本赤十字豊田同窓会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与するとともに赤十字精神 に基づき社会に貢献することを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の所在地は愛知県豊田市白山町七曲 12番 33日本赤十字豊田看護大学内とする。

(事業)

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。
- (1) 会員相互の親睦のための事業
- (2) 母校後援のための事業
- (3) 会員の登録管理
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

# 第2章 会員

(会 員)

- 第5条 本会は、次に掲げる者であって、入会の届け出をした者を会員とする。
- (1)日本赤十字豊田看護大学又は大学院に在籍する者
- (2) 日本赤十字豊田看護大学を卒業又は大学院を修了した者
- (3) 日本赤十字愛知短期大学又は日本赤十字愛知女子短期大学を卒業した者
- (4) 名古屋赤十字看護専門学校又は名古屋赤十字高等看護学院を卒業した者
- 2. 本会は、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字愛知短期大学、日本赤十字愛知女子短期大学または名古屋赤十字看護専門学校に在籍した教職員であって、入会の届け出をした者を特別会員とする。

(会員等登録管理)

第6条 本会は会員及び特別会員に関する以下の各号を、同窓会管理システムに登録し 管理する。

(1) 姓名

- (2) 大学学部、大学院、短期大学又は専門学校に関する入学・卒業年、学籍番号、学位
- (3) 入会年度
- (4) 現住所、電話番号、メールアドレス
- (5) 業種
- (6) 勤務先名
- 2. 会員の登録事項に変更が生じたとき、その修正は原則として会員が自ら行う。

### 第3章 役員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 8名(会長、副会長を含む)
- (4) 会計 2名 (理事2名が兼ねる。)
- (5) 監査 2名(監査1名は大学事務局長とする)
- 2. 顧問として、特別会員若干名を置くことができる。

#### (役員の選出方法)

第8条 前条に定める役員は次に掲げる方法により選出する。

- 1. 会長、理事及び監査は、会員から選出する。
- 2. 副会長は、 会長が会員から指名する。
- 3. 会計は、役員会において理事から2名を選出する。
- 4. 顧問は、役員会の議を経て、会長が指名する。

#### (役員の任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 2. 役員が欠けたとき、新たに就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

## (役員の任務)

- 第10条 会長は本会を代表し、本会の業務を総理すると共に、役員会及び総会を招集 し、その議長を務める。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3. 理事は、本会の事業を企画・遂行する。
- 4. 会計は本会の財務を掌理するとともに、口座の管理を行う。
- 5. 監査は本会の会計を監査する。

#### 第4章 機関

(機関)

- 第11条 本会には次の各号に掲げる機関を置く。
  - (1) 総会
  - (2) 役員会

#### (総 会)

- 第12条 総会は本会の最高決定機関であって、会員をもって構成する。
- 2. 総会は毎年1回開催し、会長がこれを招集する。総会の議決は出席会員の過半数をもって行ない、賛否同数の場合は、議長に評決参加権を認める。
- 3. 総会が必要と認めたとき、議長は副議長を指名することができる。
- 4. 役員会の決議によって臨時総会を開催することができる。
- 5. 次の各号は総会において決定する。
- (1) 予算・決算
- (2) 事業計画・事業報告
- (3)役員の改選
- (4) 会則の改廃
- (5) その他の諸事項
- 6. 総会において承認された事項は、会員に報告しなければならない。

#### (役員会)

- 第13条 役員会は、会長、副会長、理事、会計及び監査で構成する。
- 2. 会長は毎年2回以上役員会を招集し、その議長となる。
- 3. 会長は必要に応じて臨時に役員を召集することができる。
- 4. 役員会の議事は出席者過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5. 役員会は、事業計画、役員選出、会則改正、予算、その他必要事項について、総会の 承認を以って執行にあたる。

## 第5章 事業の執行

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (経費)

- 第15条 本会の事業に要する経費は、次に掲げる各号をもってまかなう。
- (1) 会費

- (2) 寄付金及び補助金
- (3) 賛助金
- (4) その他の収入

### (会 費)

- 第16条 会員は入会の際に会費を納入しなければならない。
- 2. 会員は終身会費として 10,000 円を納めるものとする。ただし、第5条第1項第3号 及び第4号の会員、並びに特別会員は会費を要しない。
- 3. 会費は理由を問わず返還しない。
- 4. 本会の目的を達成するため、総会の承認を得て特別会費を徴収することができる。

### (役員の報酬)

第17条 役員は原則無報酬とする。ただし、業務遂行に要した経費については実費相当額を支給することができる。

# 第6章 雑則

(細則)

第18条 役員会の議決によって、別に細則を定めることができる。

#### (設立年月日)

第19条 本会の設立年月日は平成25年11月30日とする。

### 附則

本会則は平成 25 年 11 月 30 日より施行する。

#### 附則

本会則は平成 28 年 10 月 22 日より施行する。

## 附則

本会則は令和4年11月12日より施行する。